

独立行政法人 農業生物資源研究所  
平成16事業年度財務諸表および決算報告書に関する意見書

理事長 石毛 光雄 殿

私たちは、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農業生物資源研究所の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16事業年度の財務諸表および決算報告書について監査を行った。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、法令及び諸規定に従い、法人の財政状態、運営状態等財務運営に関する真実の情報を正しく示していることを認める。
- (2) 同法第38条第2項に規定する決算報告書については、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していることを認める。
- (3) 同法第39条に規定する会計監査人の財務諸表等の監査について、監査の方法およびその結果は相当であることを認める。

平成17年6月14日

独立行政法人 農業生物資源研究所

監事 堀江義和   
監事 元井霞子 